

2020/7/23

2020年最低賃金・小委員会の結論 「目安示さず」

～ 現行水準を維持 ～

・6月～7月の議論に注目が集まっていた中央最低賃金審議会（小委員会）の2020年度の最低賃金引上げ額の議論に7月22日結論が出ました。

・コロナ感染症拡大動向の中、労使の激しい攻防が続いていた審議会の議論は今年度の最低賃金の引上げに「目安示さず」の結論を出した。目安が示されないのはリーマンショック以来11年ぶり。雇用の維持が最優先された形となった

・昨年までの4年間は政策（政権）の目指す指標に基づいて毎年3%ずつ引上げられてきたが、今年度はコロナ禍が経済を直撃。前年同月に比べ生産・売上減が大きい。解雇、雇い止めが増加し経済活動は停滞している。こうした経済危機のなかで、使用者側委員は引き上げの凍結を主張、これに対し労働側（連合）は賃上げ継続を主張し、最後は最低額の県で1円以上、上積みをとる額獲得を目指し協議は難航していた。



（リユンホリス・ギガンテア は蘭の一種・・・薄く、長く、密集した花序のため キツネノル蘭 とも呼ばれている）

・例年4回の議論で結論が出ていたが今年は5回目の議論で、感染症の動向が不透明な中で雇用の維持を最優先とした。今後は都道府県審議会で引き上げ額が協議され9月末頃までには地域別最低賃金が決まることになるが、小委は地域の雇用情勢などを考慮し自主的な対応を求めた。

・現在、最低賃金の最高額は1,013円の東京、最低額は青森などの15県790円となっており、その差223円の開きがある。コロナ禍による解雇・雇い止めは35,000人を超える見込みと言われ失業・アルバイト先を失い仕事、学業など生活に大きく影響している賃金である。

・これにより長年の課題であった「地域間格差」解消は先送りとなる。業種業態にもよるが三密解消・テレワークなどの利用普及による在宅勤務、会議等のオンライン化と合わせて場所にとられない新たな働き方が定着しつつある。事業所・事務所オフィススペースの縮小なども進んでいる。

・厚労相が6月の会見で、地方では賃金が低いために若者たちが東京一極に集中することに危機感を示していたが、賃金格差の放置は地方の活力を失い地域経済を疲弊させる結果となる。

・それぞれの地域における労働条件の底上げに資する更なる議論を期待したい。

(特定社会保険労務士 小山労務管理事務所)

アクセス



×10 有楽町線・副都心線 成増駅1分 出口4番すぐ目の前 (1階ミスト)

東武東上線 成増駅南口3分 川越街道 三井住友銀行向かい正面

特定社会保険労務士事務所 小山労務管理事務所

〒175-0094 東京都板橋区成増 1-28-15 林屋ビル 10F 03-3939-5222

長年の体験事例 真摯な対応 任せて安心